

令和4年10月1日から

福岡県自転車条例が改正されます!



1 改正の理由

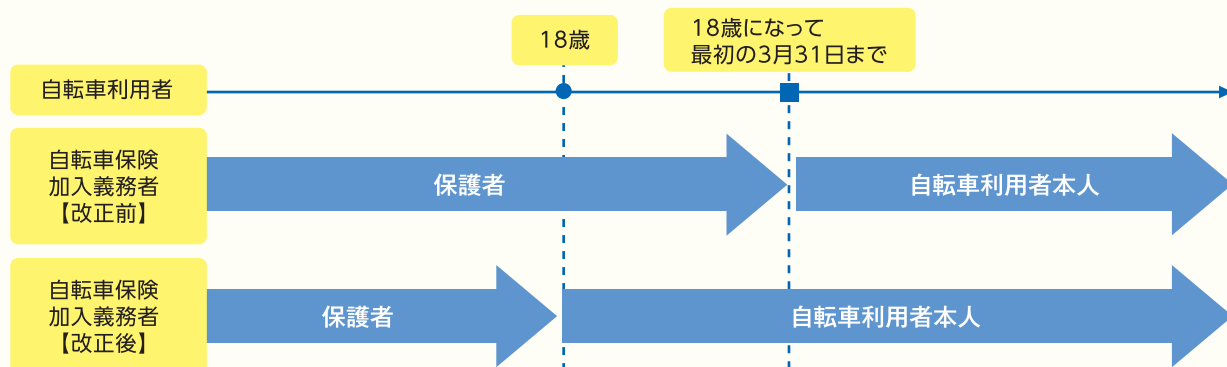
民法改正により、令和4年4月から成年年齢が20歳から18歳に引き下げられることを踏まえ、18歳以上の者に自転車損害賠償保険等(以下「自転車保険」という。)への加入を義務付けるほか、所要の規定が見直されます。

2 改正の概要

<自転車保険への加入義務者の見直し>

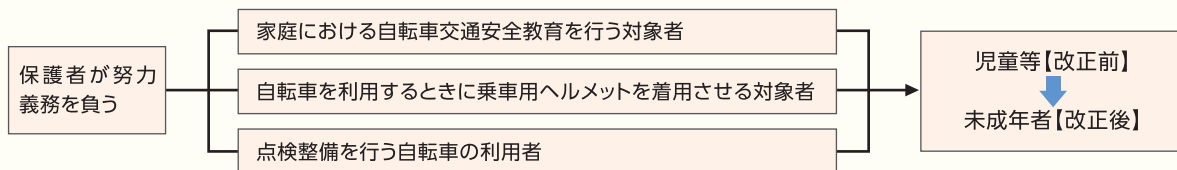
自転車利用者が18歳になった場合、自転車保険への加入義務者を、「保護者」から「自転車利用者本人」に改めます。

※ただし、自転車利用者本人以外の者(保護者等)が当該利用に係る自転車保険に加入している場合、改めて自転車保険に加入し直す必要はありません。



<その他の見直し>

保護者の定義を「児童等(18歳になって最初の3月31日までの間にある者)を保護する責任のある者」から「親権を行う者、未成年後見人その他の者で、未成年者を現に監護するもの」に改めます。それに伴い、保護者が努力義務を負う対象者等が、次のとおり変更されます。



<施行期日> 令和4年10月1日



交通事故をなくす福岡県県民運動本部
(福岡県・福岡県警察・市町村・(一財)福岡県交通安全協会ほか)



自転車保険
の取扱事業
者はこちら
から

福岡県自転車条例

自転車の安全で適正な利用の促進及び活用の推進に関する条例

自転車は車両です。交通ルールとマナーを守り、自転車を安全に利用しましょう。

自転車の安全利用の促進

○夜間のライト点灯



○ブレーキを備えていない自転車の運転禁止

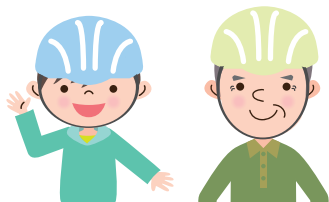


○飲酒運転の禁止



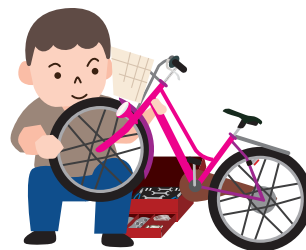
未成年者・高齢者のヘルメットの着用

保護者・ご家族の皆さん、未成年者・高齢者の方へ、ヘルメットの着用を呼びかけましょう。



自転車の点検及び整備

反射器材の装着、タイヤの空気圧やブレーキの効きなどの自己点検をしましょう。



これらの「ながら運転」は禁止行為です

傘をさしながら



大音量で音楽等を聴きながら



スマホや携帯を操作しながら



詳しくは、福岡県のホームページを！

福岡県 自転車条例

検索

問合せ先：福岡県生活安全課 ☎092-643-3167